

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

家族会社の慰安旅行費用は経費となるか

Q: 当社は私と妻と息子夫婦だけで営んでいる小さな会社ですが、家族で慰労の旅行を計画しています。会社の慰安旅行として費用は経費になりますか。

A: 慰安旅行については、専ら従業員の福利厚生を目的とし、次のいずれの要件も満たす慰安旅行であれば、国内旅行か国外旅行かを問わず、その旅行に要する費用は法人の損金の額に算入することが認められています。

- ①その旅行に要する期間が4泊5日以内のものであること
- ②その旅行に参加する従業員等の数が全従業員等の50%以上であること
- ③その旅行により受ける経済的利益が多額でないこと

ご質問のような家族会社であっても、その旅行の目的、参加者の範囲、旅行の内容・程度などを総合的に勘案し、上記の要件を満たすものであれば、福利厚生費として法人の損金の額に算入することが認められます。

しかし、孫などのように従業員でない者がその旅行に参加した場合の費用について、会社が負担した場合には、その親である役員又は使用人に対する給与(賞与)として課税されることとなります。

